

第874回

宿毛市農業委員会会議

1. 日 時 令和6年5月9日（木曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 301会議室

3. 出席者（ 17名）

1 番 稲田 義敬	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史	5 番 岩本 誠司	6 番 井垣 水里
7 番 澤田 誠規	9 番 小島 久司	10 番 寺田 巧
11 番 羽賀 大透		

1 番 松本 功	2 番 保田 稔	3 番 川島 照久
5 番 赤星 文香	7 番 浦田 久永	

4. 欠席者（ 1名）

8 番 西山 成彦

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長	小松 憲司	事務局	主任 柴岡 恵美
産業振興課 農業振興係長	溝渕 健躬		

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	農地法第4条許可申請審査について
議案第3号	宿毛市農用地利用集積計画について
議案第4号	農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（諮問）

○議長　　みなさん、こんにちは。5月ゴールデンウィークも終わりました、気候の方も過ごしやすいとか暑いぐらいの天気が続いていますが、ちょっと風の方はひんやりする時もあるので体調管理気を付けてください。また農家のみなさんにとってはゴールデンウィークなしに色々、田植え等々忙しかったと思います。これからもまだ忙しいと思いますので体調管理の気を付けて頑張ってください。

また、先月29日ですか、産業祭。井垣委員と事務局年金の推進の方で1日頑張ってもらって、ありがとうございます。結果の方はあまり成績はよくなかったと聞いておりますので、引き続きみなさんで頑張りたいと思います。それでは議事の方、入っていききたいと思います。

○議長　　これより、第874回宿毛市農業委員会の会議を開会します。
「議事録署名委員」の指名を行います。2番 山口 一晴 委員、
3番 濱田 頼之 委員にお願いします。
(なお、8番 西山 成彦 委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありました。)

○議長　　議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。

○議長　　事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員　　議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」ご説明いたします。
受付番号3番。場所は2ページに位置図をつけております。
中央一丁目。宝林山清宝寺付近にある、農地の4筆です。
売買で、畑では季節野菜を耕作するとの計画が出されています。
全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されています。
本申請は双方から委任を受けた四万十市の西川行政書士から提出されております。
農地法3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号4番。場所は3ページに位置図をつけております。
大字平田町戸内。譲受人の自宅に隣接している農地、1筆です。
おじ・おばから甥への贈与で、現在季節野菜を作っており、取得後も引き続き季節野菜を作るとの計画が出されています。
全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されております。
農地法3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号5番。場所は4ページに位置図をつけております。

大字和田。譲受人の自宅付近にある農地の1筆です。譲渡人は相続で農地を取得しましたが、管理や耕作が困難なため売却を希望し、譲受人が購入することになりました。譲受人はイチゴを耕作しており、取得後の農地でもイチゴを作るとの計画が出されています。

本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております
全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されております。

農地法3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

以上3件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、受付番号3番及び5番について、街区及び和田地区担当の稲田委員より説明をお願いいたします。

○稲田委員 【議案書をもとに3番及び5番朗読】

4月28日に松本委員同行のもと現地確認しております。3番の●●さん（譲受人）の方は娘さんに会って確認し、その後、●●さん（譲渡人）には電話して確認を取っております。間違いないということです。

続いて5番の案件ですが、●●さん（譲渡人）に確認取っています。●●さん（譲受人）の妻に松本委員と会いまして、間違いないということです。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長 続きまして、受付番号4番について、平田地区担当の自分の方から説明します。

○岩本委員 【議案書をもとに4番朗読】

先日、井垣委員に●●さん（譲受人の一人）に連絡とってもらい、代表で間違いないのでよろしくお願いいたしますとのことです。●●さん（譲受人）には電話し、また直接会って確認しています。どうぞよろしくお願いいたしますということです。以上です。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○川島委員 かまんかね。4番。ようさん人がおるけど、共有のものにでもなっちょ

うがかね。

○事務局員 はい、そうです。共有で1/3ずつの持分になっています。

○川島委員 はい、わかりました。

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(審議中)

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」3件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第1号」3件は、許可することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第2号「農地法第4条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 議案第2号「農地法第4条許可申請審査について」ご説明いたします。
受付番号1番。申請場所 所在地 大字錦です。6ページに位置図を付けております。錦地区内ほぼ中央部分付近にある農地のうちの1筆です。
申請者は、現在市内にて借家住まいですが、このたび、実家の隣に自己所有するための住宅を建築するものです。

なお、本申請は委任を受けた山下行政書士から提出されております。
農地転用に伴う、土地利用計画図等必要書類は添付されております。
転用所要面積は115.00㎡で、資金計画としましては、土地造成費100万円、建築費1,900万円、合計2,000万円を金融機関からの借入金で賄うこととしております。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の

農地」と判断されることより、転用に支障なしと考えております。

第4条許可申請審査についての説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番号1番について、錦地区担当の山口委員より説明をお願いいたします。

○山口委員 【議案書をもとに1番朗読】

現地の方は2回前ぐらいに非農地証明で行った●●さんが●●建設に勤めておりまして、そちらの方で聞けるので、見ちゃったらどうやろうということ、その時に見ています。●●さん（申請者）に確認取ったところ間違いないのでよろしくお願いしますとのことでした。以上です。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第2号「農地法第4条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと言うことですので、「議案第2号」1件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議 長 なお、受付番号27番について農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与の制限のため、浦田推進委員の退席を求めます。

(浦田農地利用最適化推進委員 退室)

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」ご説明いたします。
まず初めに、浦田委員が貸付人となっている受付番号27番を説明させていただきます。

受付番号27番。新規設定になります。

場所は、大字伊与野。伊与野川沿いに広がる農用地区域内に広がる農地のうちの2筆です。

田ではイチゴを作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番27番について、伊与野地区担当の寺田委員より説明をお願いいたします。

○寺田委員 【議案書をもとに27番朗読】
申請の内容に間違いありません。以上です。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしと言うことですので、「議案第3号」1件は、市に通知することに決しました。

○議長 浦田委員の入室を許可します。

(浦田農地利用最適化推進委員 入室)

○議長 引き続き、事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 続きまして、受付番号21番についてご説明いたします。新規設定になります。

場所は大字幸町。JA宿毛支所付近にある農地の1筆になります。

田ではネギ・オクラを作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号22番。新規設定になります。

場所は大字伊与野。伊与野川沿いに広がる農用地区域内にある農地、1筆になります。

田では茗荷・せとかを作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号23番から26番の4件につきましては、利用権設定の借主は「公益財団法人高知県農業公社」となっております。高知県農業公社というのは「農地中間管理機構」のことです。

まず、議案第3号として各所有者から機構へ農地を貸す利用権設定を審議していただき、後ほど9ページにあります議案第4号としまして配分計画案に対するご意見をお願いできればと思います。

いずれも新規設定です。また設定期間は5年、利用権の種類は使用賃借で、いずれも同様の設定内容になります。

場所は大字山奈町山田字島田(3筆)とみのこし(4筆)、ヨコタ(1筆)。4名(内1名は相続人)の所有者から合わせて8筆、約10,414㎡の設定になります。

登記及び現況地目はすべて田で水稻を作るとの計画が出されております。

いつもでしたら、委員の皆様方に、この借主は「農地全てを効率利用する人なのか」とか「必要な農作業に常時従事するのか」といった点のチェックをしていただくところですが、借り手が農地中間管理機構で、農地中

間管理事業の実施による利用権設定をする時であれば、これらの要件には該当しなくても良いこととなっておりますので申し添えます。

以上のことから、事務局は今回申し出のありました、受付番号23番から26番の4件について農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

今回の利用権設定の申請は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 続きまして、受付番号21番について、街区地区担当の稲田委員より説明をお願いいたします。

○稲田委員 【議案書をもとに21番朗読】

4月25日に●●さん（借受人）には電話で、●●さん（貸付人）には面会をして確認をしております。お金の方は15,000円を考えており、間違いないということでした。よろしくお願いいたしますとのことです。以上です。

○議長 長 続きまして、受付番号22番について、伊与野地区担当の寺田委員より説明をお願いいたします。

○寺田委員 【議案書をもとに22番朗読】

議案の申請のとおり、間違いありません。以上です。

○議長 長 続きまして、受付番号23番から26番について、山田地区担当の小島委員より説明をお願いいたします。

○小島委員 【議案書をもとに23番から26番朗読】

山本委員の方で連絡を取っていただいて、個人個人の申請に間違いないということです。公社が入っているということで、問題はないと思います。

○議長 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 長 これより採決をいたします。

議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」6件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 長 異議なしと言うことですので、「議案第3号」6件は、市に通知することに決しました。

(産業振興課 溝渕係長 入室)

○議長 長 続きまして、議案第4号「農地利用集積等促進計画案の意見聴取について」を議題といたします。

○議長 長 なお、議案第4号につきましては、澤田委員が所属する営農組織が、借受希望者となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(澤田農業委員 退室)

○議長 長 担当課 産業振興課 溝渕係長より議案の説明をお願いします。

○産業振興課 溝渕係長

産業振興課 溝渕です。よろしくお願いします。

それでは7ページからをご覧ください。農用地利用配分計画についてご説明いたします。先ほど議案第3号にて承認いただきました農用地利用集積計画について農業公社が借り受けた農地につきまして、受け手に配分する計画です。議案第4号について、9ページをご覧ください。こちらの別紙借受選定理由書によりますと、宿毛市山奈町山田●●●につきまして受け手として応募されております中で、借受者希望者は選定理由にある各項目でポイントが一番高い経営体である●●●氏が適当であると配分計画を作成しております。

また、11ページには、同じく宿毛市山奈町山田字●●●●外4筆につきまして、受け手として応募されております中で、借受者希望者は選定理由にある各項目でポイントが一番高い経営体である●●●●●●●●●●が

適当であるとそれぞれ配分計画を作成しております。

以上、農用地利用集積等促進計画の説明になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 担当課より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 それでは、これより採決をいたします。
議案第4号「農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」担当課より説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め、市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと言うことですので、「議案第4号」2件は、市に答申することに決しました。溝渕係長、ありがとうございました。

(産業振興課 溝渕係長 退室)

(澤田農業委員 入室)

(協議事項)

○議 長 続きまして、協議事項にはいります。
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 非農地証明についてご報告いたします。
受付番号4番。申請場所 所在地は大字山奈町芳奈。14ページに位置図をつけております。登記地目 畑2筆です。

場所は、大字山奈町芳奈。申請地は昭和39年月日不詳、住宅への通路として利用し、現在に至っております。

以上、農地への復帰は困難と考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番号4番について、芳奈地区担当の赤星委員より説明をお願いします。

○赤星委員 【議案書をもとに番号4番朗読】

澤田委員と確認しております。父親からの相続で、今回地目が畑になっていることに気づいた。●●さん（申請人）が結婚して自宅を建てて住んでいたが、何も知らずに経過して、相続で発覚したということで今回証明願が出されております。よろしくお願いしますとのことです。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

非農地証明1件につきましては、審議の結果問題ないということで、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと言うことですので、非農地証明1件は、証明することに決しました。

(報告事項)

○議 長 事務局より報告事項があります。

○事務局長 (①県に送付した結果の報告について)

第871回宿毛市農業委員会会議（1月25日開催）で承認となった、農地法第5条申請（受付番号17号）について、県に意見を付して送付しておりましたが、県より許可の決定がありましたので報告いたします。

※宿毛市平田町戸内（太陽光発電施設の設置・令和6年4月24日付け）

また、第873回宿毛市農業委員会会議（4月4日開催）で承認となっ

た農地法第5条申請（受付番号1号）についても県に意見を付して送付しておりましたが、県より許可の決定がありましたので報告いたします。

※宿毛市小深浦（公衆用道路・令和6年5月7日付け）

○事務局員

（②活動記録簿について）

4月に提出していただきました活動記録簿につきましては、点検・確認が終わりましたので郵送で返却させていただきました。次回提出日は7月4日の会議時とします。よろしくお願いいたします。

（③能登半島地震災害義援金の送付について）

1月25日の定例会でお伝えしておりました。能登半島地震義援金募集ですが、9名の委員さんより賛同をいただき、3月末日に事務局より全国農業会議所義援金口座の方へ振込させていただきました。ありがとうございました。

（④産業祭開催（4月29日）に伴う農業委員会の取り組みについて
報告

去る4月29日に開催されました産業祭での農業者年金等相談コーナーについてのお礼と報告です。当日は昨年と同じくあいにくの天候でしたが、農業者年金等相談コーナーの開設に際し、来場いただきました委員さん、またスタッフで参加されていた委員さんお疲れさまでした。ありがとうございました。結果の方は会長も言っていましたが、今年は残念ながら相談者はいませんでした。加入推進の取り組みとして1名でも多くの新規加入を目指し、委員のみなさまからも引き続き、若い農業者や農業者年金に興味・関心がありそうな方への周知をお願いいたします。

（⑤青パイヤ苗の配布（4月25日）について

4月16日にJAの担当者より入荷日（4月25日）の連絡がありましたので、苗を注文されている委員さんに連絡させていただきました。

（⑥次回会議の日程について）

次回は6月6日（木）午後1時30分開会の予定です。なお、会議への各種申請書類受付締切日は5月10日（金）で、議案送付は5月30日（木）の予定です。

○議長 ほかに何かありませんか。

（「なし」との声あり）

議長

それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。
これで第874回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和6年5月9日

会長

岩本 誠司

農業委員

濱田 頼之

農業委員

山口 晴